

●「キャッシュレス使い方講座」を行いました ●

令和2年1月8日（水）、柏野公民館にて、講師にポイント還元事務局の野田先生をお招きし「キャッシュレス使い方講座」を行いました。野田先生からは、「キャッシュレス決済とは」「様々な場面で活躍するキャッシュレス」などについてご講演頂き、参加者の方も熱心に受講されました。（九州内で一番最初の実施となりました！）

その他にも由布市消費生活センターより「インターネットを使った架空請求について」や、総合政策課より「マイナポイントを活用した消費活性化策のご案内」も行いました。



●キャッシュレス・ポイント還元事業とは？

対象店舗にて、クレジットカード・デビットカード・電子マネー・QRコード等を使って代金を支払うと2%又は5%のポイント還元が受けられる事業です。（原則として、購買金額の5%、フランチャイズチェーン傘下の中小・小規模店舗等では2%を還元）還元期間は、令和元年10月1日から令和2年6月30日までです。

●お問い合わせ

「キャッシュレス・ポイント還元について」

→消費者還元事業事務局 ☎ 0120-010975

「架空請求や契約等の困りごとについて」

→由布市消費生活センター ☎ 097-582-1298

「マイナポイントを活用した消費活性化策について」

→マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178